

# 秋の全国交通安全運動

9月21日(土)～30日(月)



## スローガン

信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい

## 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

## 運動の重点

通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

○歩行中死者の75%が、道路横断中です。

## ポイント

- ・横断歩道や交差点の近くではスピードを落とし、歩行者に注意して「思いやり運転」に努めましょう。
- ・歩行者は、道路を横断する時は必ず近くの横断歩道を利用し、安全確認をしっかりと行いましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

○夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中や自転車の死亡事故が多発しています。

## ポイント

- ・夕暮れから夜間の外出時は、夜行反射材や自発光材を使い、運転者に自分の存在をアピールしましょう。

- ・自転車も夜間はライトを点灯し、安全運転に努めましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○今年に入り、シートベルト非着用者の死者が増え、非着用者の致死率は、着用者の約15倍にもなることがわかっています。

## ポイント

- ・万が一の場合に、被害を最小限にするためにも、全座席で着用しましょう。
- ・シートベルト・チャイルドシートで守れる命を確実に守りましょう。

飲酒運転の根絶

○飲酒運転は、悪質で重大な犯罪であり、自分の人生ばかりか、家族の暮らしまでも台無しにします。

## ポイント

- ・自身が「飲んだら乗らない」を厳守するのは当然のことですが、周りの人も飲酒した人に運転させないように、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

## 税務便り

### 土地の地目変更及び用途変更届提出について

土地の評価は毎年1月1日現在の状況により評価を行っております。

土地の地目変更及び用途変更された場合（住宅地から住宅地以外の用途または住宅地以外の工場・倉庫等から住宅地）には、忘れず役場税務係に届出書の提出をお願いいたします。届出用紙は役場税務係に用意してあります。

(参考)

土地の地目を変更する場合は、不動産登記法によりその「その変更があった時から1ヶ月以内に地目の変更登記を行わなければならない。」と定められています。長野地方法務局佐久支局 電話 0267-67-2272で変更登記手続きを行ってください。



### 宅地・建物等の現地確認調査の実施について(お願い)

町では固定資産税台帳の内容確認のため地区ごとに宅地・建物等の現況調査を実施しています。この9月初旬から10月下旬までの予定で茂田井地区の確認調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

今回の調査に際しましては敷地内への立ち入りのみとし、建物内への立ち入りは行いません。留守宅等においても庭先等立ち入らせていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 立科町役場 税務係 電話 56-2311 有線 2311